

基 山 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 7 年 9 月 2 日 委員会会長は、委員を基山町役場 2 0 1 会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者 1 3 名 欠席者 1 名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	村 山 孔 治	出席	8	大 久 保 利 治	出席
2	松 野 孝 敏	出席	9	岸 勝 則	出席
3	寺 崎 和 美	出席	1 0	天 本 三 雄	出席
4	大 村 和 則	出席	1 1	平 野 守	出席
5	中 村 俊 夫	出席	園部	中 村 静 佳	出席
6	木 原 秀 樹	欠席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	内 山 学	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本 会 の 書 記 島 寄 弘 一 朗

審 議 事 項

- | | | |
|---------------|-------------------------------|-----|
| (1) 議案第 2 0 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請 | 1 件 |
| (2) 議案第 2 1 号 | 農用地利用集積等促進計画について | 3 件 |
| (3) 報告第 1 5 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出受理報告 | 1 件 |
| (4) その他 (1) | 地域計画変更申出について | 3 件 |

審議開始 9 時 0 0 分

審議終了 1 0 時 3 0 分

令和 7 年 9 月 農業委員会 議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和 7 年第 9 回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、2 番委員と 3 番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。議案第 20 号農地法第 3 条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 20 号 朗読

この件につきましては譲受人の叔父が経営規模を縮小することに伴い、農地を譲り受けるものです。移転後も畑として利用します。

全部効率利用要件である農地法第 3 条第 2 項第 1 号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題ないことから、事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用する要件を満たしております。

次に、農作業常時従事要件である農地法第 3 条第 2 項第 4 号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しますので、権利を取得する者が事業に必要な作業に常時従事する要件を満たしております。

最後に、地域との調和要件である農地法第 3 条第 2 項第 6 号関係については、権利を取得しようとする者がその取得後において行う事業の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に影響を及ぼすことなく作業をしますので、地域農業に支障を生じない要件を満たしております。

場所は、第 2 区小原集落付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3 番委員

長年譲受人の妻が管理をされてあり、特に問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 20 号 1 番について許可したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第20号1番について、全員一致で決定します。

次に、議案第21号農地中間管理事業の促進に関する法律の規定による申出があったので意見を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第21号1番朗読

この件につきましては、借り手の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第2区黒目牛集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

4番委員

借り手の方は本業が別にあり農作物を栽培したことがないが、チャレンジしてみたいと意欲がある。

また叔父が農機具を持っている、付近で農業している方が友人でサポートしてもらえるなど、周囲の方の支援があるとのこと。

特に問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第21号1番について意見を決定したいと思いますますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第21号1番について、全員一致で決定します。

次に、議案第21号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第21号2番朗読

この件につきましては、貸し手の要望により賃貸借権を設定するものです。

賃借料は10a当たり水稻15kgです。期間は5年です。場所は、第1区馬場集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2 番委員

特に問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 2 1 号 2 番について意見を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 2 1 号 2 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 2 1 号 3 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 2 1 号 3 番朗読

この件につきましては、貸し手の要望により賃貸借権を設定するものです。

賃借料は 1 筆当たり水稻 90kg です。期間は 5 年です。場所は、第 1 区金丸集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2 番委員

借り手の息子さんが農機具メーカー勤めで機械に詳しく、受託組合に入っている。一緒に作業に入られている。問題ないと思われます。

園部推進委員

草刈りも綺麗にされており、しっかり管理されている。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 2 1 号 3 番について意見を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 2 1 号 3 番について、全員一致で決定します。

次に、報告第 5 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の相続について届出があったので受理したことを報告します。事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第 1 5 号 1 番 朗読

この件につきましては、申請人が相続により農地を取得するものです。

届出を受理し受理通知書を交付します。場所は第 2 区鈴町集落及び第 1 区長谷川集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

園部推進委員

相続された方は、うどん屋を経営しながら農業にも従事されている。

特に問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら報告第 1 5 号 1 番を終わります。

次に、その他（１）地域計画の変更申出について事務局から説明をお願いします。

事務局 その他（１） 1 番

この件につきましては、申出人所有の畑を転用し駐車場として利用するために当該農地を地域計画に位置付けられた農地から除外するものです。申請農地面積は155㎡です。この計画の変更について農業委員の意見を求めます。

場所は、第 2 区鈴町集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2 番委員

昨年の農地パトロール時に発見した場所です。

うどん屋を建設する際に、農地の転用の申請をしていたが、建設工事の際駐車場の一部が農地にかかってしまっていた模様。

問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。意見がないようですので、その他（１）１番を終わります。次にその他（１）２番について事務局から説明をお願いします。

事務局 その他（１）２番

この件につきましては、申出人所有の畑を転用し農家住宅として利用するために当該農地を地域計画に位置付けられた農地から除外するものです。申請農地面積は629㎡です。この計画の変更について農業委員の意見を求めます。

場所は、第４区南田溜池南側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

事務局

申請なく工事が始まっていたので本人と業者から話を聞いたが、登記地目が山林だったため気付かなかったとのこと。工事は止めてもらっている状況。

１ １ 番委員

今回地域計画から除外するという事で、問題ないが見守っていく必要がある。

事務局

今後、先へ進むとしても、土木事務所の許可と農地転用の申請が必要となる。

１ １ 番委員

もし内容に虚偽があった場合はどうなりますか。

事務局

畑に戻してもらうことになる場合もある。

２ 番委員

原則的には申請前に着工していたのであれば、原状復帰させてから再度申請していただくことになるのでは。

1 1 番委員

工事はどこまで進んでいますか。

事務局

造成され畑ではなくなっている。盛土されている状況。

1 番委員

やむを得ないが、今後広報で申請なく着工すると罰則があると伝えていく必要がある。

議 長

ほかに意見はありませんか。意見がないようですので、その他（１）２番を終わります。次にその他（１）３番について事務局から説明をお願いします。

事務局 その他（１）３番

この件につきましては、申出人所有の田を転用し農家住宅として利用するために当該農地を地域計画に位置付けられた農地から除外するものです。申請農地面積は417㎡です。この計画の変更について農業委員の意見を求めます。

場所は、第１区三ヶ敷集落側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

事務局

本人５反ほど田を作っている。

委員

特に意見なし。

議 長

ほかに意見はありませんか。意見がないようですので、その他（１）３番を終わります。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和7年9月2日

署名人

議 長

委 員

委 員